

**Q323. 平成 20 年 9 月 9 日基発第 0909001 号『多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について』を参考にする際の留意点を教えて下さい。**

平成 20 年 9 月 9 日基発第 0909001 号『多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について』は、店舗の店長等の管理監督者性を否定する要素について整理しているものに過ぎず、同通達の否定要素がなければ店舗の店長等の管理監督者性が肯定されるというわけではないことに留意する必要があります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎